



戦傷病者戦没者遺族等援護法

遺族年金及び弔慰金とは

去る四月三日法律第二十号に於て、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正し、遺族年金及び弔慰金の支給範囲と順位を定めることとなす。

遺族年金を受けることができる遺族の範囲に関する表。配偶者、子、孫、父母、祖父母の各項目に、支給要件と順位を詳細に示している。

遺族年金を受けることができる遺族の範囲に関する補足説明。死亡の日以後昭和二十七年四月一日以後に死亡した者に関する規定を説明している。

弔慰金を受けることができる遺族とその順位に関する表。配偶者、子、孫、父母、祖父母の各項目に、順位と支給要件を詳細に示している。

遺族年金の額に関する表。特別項症、第一項症、第二項症、第三項症、第四項症、第五項症、第六項症の各項目に、支給額を示している。

遺族年金の額に関する補足説明。特別項症の要件や、遺族年金の請求手続に関する情報を提供している。

春日山麓のうら葉の春風。尾上 榮舟。春の山麓のうら葉の春風。かえるを見れば。旅こもする。

春日山麓のうら葉の春風。尾上 榮舟。春の山麓のうら葉の春風。かえるを見れば。旅こもする。この道を通つて参拝され、右の方の道は一般の人々の参詣道となつて、左の方に並ぶ石燈籠は、大抵千九百餘年、主に室町時代から江戸時代にかけて奉納されたもので、毎年節分と八月十五日の前日にはこの燈籠全部に点火されます。



春日山麓のうら葉の春風